

エネファームデマンドレスポンス実証 約 款



東京ガス株式会社

本約款は、東京都が家庭における分散型エネルギーリソースを活用したデマンドレスポンスの取り組みを浸透させるために行う「令和6年度アグリゲーションビジネス実装事業」において、東京ガス株式会社（以下「当社」といいます。）が行うエネファームデマンドレスポンス実証（以下「本実証」といいます）にご参加いただくお客さまと当社との間の本実証に関する契約（以下「本契約」といいます。）の内容を定めるものです。なお、当社は東京都家庭用アグリゲーターとして本実証を実施します。

第1条（本実証の目的）

本実証は、お客さまが新規に設置するパナソニック製エネファーム2023年度モデル（以下「対象機器」といいます。）を当社が遠隔で制御し、デマンドレスポンスの技術検証およびマーケット検証を行うことを目的とします。

第2条（実証期間）

1. 本実証の実証期間（以下「実証期間」といいます。）は、2024年11月20日～2028年3月31日とします。なお、当社は、やむを得ない事情により、実証期間を変更することがあります。
2. 本実証における対象機器の遠隔制御による検証およびアンケート調査は、実証期間のうち、対象機器の実証準備が整った日以降で当社が指定する日に実施します。

第3条（お客さまの申込条件）

1. お客さまが本実証に申し込みいただくための条件は、以下の通りとします。
 - (ア) 対象機器を新たに購入し、所有すること
 - (イ) 所有する対象機器を都内の住宅に設置する個人又は法人。または所有する対象機器を他の者の東京都内の住宅に設置するため当該住宅の所有者等に貸与する個人又は法人、その他マンション管理組合の管理者および管理組合法人並びに住宅供給事業者。
 - (ウ) 対象機器のリモコン上での許諾操作により「ネットワーク関連規約」に同意し、当社が対象機器の運転データを取得することに同意すること
 - (エ) 本実証にかかる助成金（以下、「助成金」といいます。）の交付決定を受けた年度から起算して2か年度の間（以下、「対象期間」といいます。）、原則として需給ひっ迫警報および注意報時、および年間の所定回数（助成金交付決定初年度に3回以上、翌年度に5回以上）、当社が遠隔制御することに同意すること
 - (オ) 当社による対象機器の遠隔制御に伴い増加する光熱費を負担することに同意すること
 - (カ) 対象機器の活用状況等に関し、当社および東京都からの調査に協力すること（ご提出いただいた申請や報告の情報は、事前告知をすることなく、東京都から公表される場合があります。）
 - (ク) 税金の滞納がないこと
 - (ケ) 自己またはその関係者が、暴力団、暴力団構成員、暴

力団関係者、暴力団関係企業・団体、総会屋その他の反社会的勢力に該当せず、かつ反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと

- (コ) その他、当社が条件を定めて提示した場合、その条件に従うこと

2. お客さまが所定の申込書で本実証に申し込み、当社がこれを承諾した際に、本契約が成立するものとします。なお、申込書の記載内容に変更が生じた場合、お客さまは当社に申し出る必要があります。
3. 以下のいずれかに該当する場合、当社はお客さまの本実証への申し込みを承諾しないことがあります。なお、これによりお客さまに損害または損失が発生した場合でも、当社は責めに帰すべき事由がない限りは、その責任を負わないものとします。

- (ア) 申込書の記載内容に虚偽、誤記、または記入漏れがあったことが判明した場合

- (イ) その他、当社が不適切と判断した場合

第4条（お客さまの実施事項）

お客さまが実証期間中に実施することは、以下の通りとします。

- (ア) 対象期間中は対象機器の電源を切らず、対象機器がネットワークに接続され、遠隔制御を受けられる状態を保持すること（対象機器の不具合等により稼働が困難となった場合を除きます。）
- (イ) 第3条第1項（ウ）の同意について必要な、対象機器のリモコン操作を行うこと
- (ウ) 当社が電話や郵送、メール等でご案内する各種アンケート調査（世帯情報、エネルギー使用状況、対象機器の設置・利用の感想、遠隔制御の感想等）に誠実に回答すること
- (エ) 対象期間中に対象機器が遠隔で制御できない状態になった際は速やかに制御可能な状態に復旧すること。なお、対象機器を遠隔で制御するために必要な設備の復旧もこれに含まれます。ただし、当社の責めに帰すべき事由による場合を除きます。
- (オ) その他、当社が実施事項を定めて提示した場合、その実施事項に従うこと

第5条（対象機器の助成金）

1. 本実証に申し込みいただいたお客さまは、公益財団法人東京都環境公社（以下、「公社」という）が実施する「令和6年度 デマンドレスポンス活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業」の助成対象者として、実施要綱および交付要綱に則り、当該事業に参加いただくことにご同意いただきます。
2. 助成金申請手続きは当社または当社の委託事業者が実施しますが、お客さまが当社または当社の委託事業者が代行で申請手続きを行うことに同意し、「デマンドレスポンス活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業」におけるデマン

ドレスpons実証に参加する場合の交付申請等委任について」を提出することが必要です。そのうえで、当社および当社の委託事業者は、申込書に記載された情報、提出いただいた各種書類をもとに、お客さまの対象機器の導入に対する助成金 7 万円（集合住宅の場合は 12 万円）および本実証参加に対する助成金 8 万円の交付申請を代行します。なお、予算上限に達するなどやむを得ない事情で助成金が支給されない場合、当社は、責めに帰すべき事由がない限りは、責任を負わないものとします。

3. 助成金は、以下を条件にご提出いただいたお客さまの口座情報が確認できる書類の口座に振り込まれる予定です。なお、助成金の支給が予定より遅れた場合でも、当社は、責めに帰すべき事由がない限りは、責任を負わないものとします。

(ア) 助成金交付決定初年度に 3 回以上、翌年度に 5 回以上の対象機器の遠隔制御にご協力いただくこと

(イ) 当社が実施するアンケートへご回答いただくこと

(ウ) 当社が対象機器の運転データおよびアンケート結果（個人情報および個人が特定できる可能性がある情報を除く）の都に報告すること、また東京都が報告された分析結果を公表することに同意すること

(エ) 公社が現地調査や対象機器等の管理状況等の調査を行った場合に協力すること

(オ) 助成金以外に東京都および公社の他の同種の助成金等（東京ゼロエミ住宅導入促進事業など）の交付を重複して受給しないこと

4. お客さまは、対象機器について、対象期間の終了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図る必要があります。法定耐用年数期間内（6 年間）に対象機器を処分（助成金の交付の目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄することをいいます。）しようとするときや、助成対象者としての地位を他に承継するときなど、対象機器の管理状況に変更がある場合は、あらかじめ当社へご連絡頂くとともに、所定の書類を公社に提出し、承認を受ける必要があります。なお、この場合、助成金の返還が発生することがあります。

5. お客さまは、対象期間中、本実証への協力を継続する必要があります。ただし、やむを得ない事由により、本契約の中途解約をご希望される場合は、所定の手続きが必要となりますので、当社に申し出る必要があります。なお、お客さまによる中途解約のお申し出がなされた場合であっても、当社が当該お申し出を受理するまでの間は、対象機器が遠隔制御されることがあります。

6. 対象期間中に、正当な理由なく、本契約の解約をする場合、および遠隔制御・アンケート・運転データの収集に協力しない場合は、都または公社より本実証参加により増額等された分の助成金の返還を求められる場合があります。

第 6 条（対象機器の設定・運用）

1. 本実証では、遠隔制御により対象機器の発電モードを変更するため、遠隔制御中は通常とは異なるリモコン表示にな

る場合があります。また、対象機器の遠隔制御により、従来の対象機器の運転計画と異なる運転計画になることがあります。なお、これによりお客さまに損害または損失が発生した場合でも、当社は責めに帰すべき事由がない限りは、その責任を負わないものとします。

2. お客さまは、対象期間中、対象機器を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、当社の事前の書面による承諾なく、以下の行為をすることはできないものとします。

(ア) 対象機器を改造するなど、その現状（設置場所、用途等を含みます。）を変更する行為

(イ) 当社または当社の指定業者以外の者に、対象機器の修理等を行わせる行為

(ウ) その他、対象機器の取扱説明書等で禁止されている行為

3. 当社は、対象機器の設置・使用状況を確認させていただく場合があります。この場合、お客さまは、正当な理由がない限り、敷地および住宅への立ち入りを承諾するものとします。

4. 対象機器に故障等の不具合が生じた場合、お客さまは当社に申し出る必要があります。

第 7 条（禁止事項）

お客さまは、本実証にあたって以下の行為をしてはならないものとします。当社は、お客さまが以下の行為をしたと判断した場合、お客さまの資格を制限または失効させることができるものとします。なお、これによりお客さまに助成金が支給されない等の損害または損失が発生した場合でも、当社は責めに帰すべき事由がない限りは、その責任を負わないものとします。

(ア) 本約款、その他の関連規約に違反する行為

(イ) 他のお客さまになりすます等、不正の目的で本実証を利用する行為

(ウ) 当社の事前の書面による承諾なしに、お客さまとしての自らの資格を第三者に利用させ、貸与し、または譲渡等する行為

(エ) 本実証に関わる当社または第三者の財産権、プライバシー権その他の権利を侵害または制限する行為

(オ) 法令または公序良俗に違反する行為

(カ) 本実証を利用した営利目的行為、またはその準備行為（当社の事前の書面による承諾がある場合を除きます。）

(キ) 当社もしくは第三者の信用を毀損し、または権利を侵害する行為

(ク) 当社の事業活動や本実証の運営を妨げる行為

(ケ) 本実証にかかるシステムまたはネットワーク等への不正アクセスを試みる行為

(コ) 本実証を通じて利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為

(サ) 本実証にかかるソフトウェア等をリバースエンジニアリング等により解析する行為

(シ) 前各号に該当するおそれのある行為

(ス) その他、実証実施者が不適切と判断した行為

第 8 条（本実証の中断または中止）

当社は、以下のいずれかに該当する場合には、お客さまに事前に通知することなく、本実証を一時的に中断または中止することがあります。本実証の中断または中止によりお客さまに損害または損失が発生した場合でも、当社は責めに帰すべき事由がない限りは、その責任を負わないものとします。

- （ア）天災地変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合
- （イ）本実証に必要な保守・工事などのメンテナンスを行う場合
- （ウ）本実証にかかるシステムまたはネットワーク等に障害が発生した場合
- （エ）その他、運用上または技術上の都合により当社が本実証の中断が必要と判断した場合

第 9 条（成果の帰属）

本実証に関して取得した成果（発明、考案、意匠の創作、ノウハウ等一切の成果をいいます。）、成果に基づく権利、および本実証に関して制作された著作物の著作権（以下総称して「本成果」といい、著作権法第 27 条および第 28 条の権利を含みます。）は、すべて当社またはパナソニック株式会社に帰属します。

第 10 条（損害賠償）

お客さまは、本約款に違反して当社に損害（逸失利益および合理的な弁護士費用を含みます。）を与えた場合、その損害を賠償する責任を負います。

第 11 条（個人情報の取り扱い）

1. 当社は、本実証を通じて取得したお客さまの個人情報を、当社の個人情報保護方針（<https://www.tokyo-gas.co.jp/utility/privacy.html>）に従い、適切に取り扱います。
2. 当社は、本実証結果の分析および報告、新サービスの企画および開発を目的として、対象機器の情報（対象機器の運転データ、対象機器の製造番号等）を、パナソニック株式会社と共同利用いたします。なお、これらの情報の管理責任者は当社とします。

第 12 条（免責事項）

1. 当社は、以下の事項について何ら保証するものではありません。
 - （ア）本実証の内容の全部または一部が変更されることなく維持されること
 - （イ）本実証の内容やお客さまが本実証を通じて得る情報についての完全性、正確性、確実性または有用性等
2. 本実証のセキュリティリスクに関して、当社は現在の一般的技術水準に基づいて対策を講じますが、技術水準やセキュリティリスクは常に変化しているため、瑕疵が完全でないことを保証するものではありません。
3. 当社がお客さまの受けた損害について賠償の責めを負う場合であっても、当社が賠償する損害の範囲は、当社に故意または重過失がある場合を除き、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限るものとします（二次的損害、発電できな

いことによる金銭的損害等に対しては賠償責任を負いません。）。)

第 13 条（約款の変更）

1. 当社は、民法第 548 条の 4 に定める定型約款の変更の規定に従い、お客さまの了承を得ることなく、本約款を変更する場合があります。この場合、当社は、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容ならびに変更の効力発生日を、インターネットの利用その他の適切な方法によりお客さまに周知します。
2. 前項に基づく本約款の変更によって生じたお客さまの損害については、当社は、責めに帰すべき事由がない限り、責任を負わないものとします。

第 14 条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約の成立日から、実証期間が終了するまでとします。
2. 前項の規定にかかわらず、第 5 条、第 9 条から第 12 条、第 15 条の規定は、本契約の終了後もなお有効に存続するものとします。

第 15 条（準拠法・裁判管轄）

1. 本約款は、日本法に準拠して解釈されるものとします。
2. 本実証に関する紛争については、訴額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 16 条（その他）

本約款に定めのない事項、または本約款の解釈について疑義が生じた事項は、その都度お客さまと当社との協議により定めます。

以上

付則

2024 年 11 月 20 日 制定